

令和元年度 第2回 栗東市防犯のまちづくり審議会

日 時：令和2年2月14日（金）

午後1時30分～

場 所：栗東市危機管理センター2階防災研修室

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 あいさつ

4 協議事項

① 栗東市防犯のまちづくり審議会の公開にかかる取り扱いについて

5 審 議 内 容

① 栗東市の防犯施策の取り組み状況

② 栗東市および県内の犯罪情勢

③ 今後の取り組みについて

6 閉 会

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

<資 料>

- 資 料 1：栗東市の防犯施策の取り組み状況
資 料 2：栗東市および県内の犯罪情勢
資 料 3：今後の取り組みについて

- 参考資料 1：栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領
参考資料 2：地域安全ニュースまちかど
参考資料 3：防災・防犯情報配信システム配信内容
参考資料 4：写真（啓発活動）

栗東市防犯のまちづくり審議会委員名簿

(委嘱期間 平成30年12月14日～令和2年3月31日)

区 分	役職	氏 名	備 考
学識経験	会長	武邑 尚彦	滋賀県立大学名誉教授
	副会長	池崎 忠夫	滋賀県暴力団追放推進センター暴追モニター
分野委員		北田 孝三	栗東市自治連合会
		坂口 栄子	栗東市女性団体連絡協議会
		吉永 義則	栗東市青少年育成市民会議
		山中 淳喜	栗東市心身障がい児（者）連合会
		三浦 喜彦	栗東市商工会
		奥村 猛	栗東市民生委員児童委員協議会連合会
		太田 一郎	栗東市少年補導委員会
市民委員		東郷 藤喜彌	
		片岡 園子	
		吉田 喜代子	

栗東市防犯のまちづくり審議会の組織及び運営に関する規則

平成 16 年 3 月 24 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栗東市地域安全に関する条例(平成 12 年栗東町条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき、栗東市防犯のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 防犯に関する施策の調査及び研究
- (2) 防犯に関する施策の市への提言
- (3) その他防犯に関する施策の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 学識又は経験に基づく意見を求める者
- (2) 分野委員 防犯諸活動の中で得た知見に基づく意見を求める者
- (3) 市民委員 市民生活の中からの意見を求める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、防犯を所管する所属において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 30 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日規則第 38 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 1 月 25 日規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

栗東市地域安全に関する条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪から市民の生活の安全を守るために、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互に協力して、地域安全に関する意識の高揚を図り、かつ、積極的な地域安全運動を推進し、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者(市内に住所を有する者で構成する団体を含む。)及び滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物を所有する者及び管理する者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 地域住民 市民及び事業者をいう。
- (4) 地域安全 犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会をいう。
- (5) 地域安全運動 地域住民が警察、自治体等と連携し、地域安全に関する自主的な活動を行うことをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じるよう努めなければならない。

- (1) 犯罪防止に関する啓発活動
 - (2) 地域安全運動の推進
 - (3) 地域安全を目的とする環境の整備
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市は、警察等関係団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第 4 条 地域住民は、地域安全運動の推進に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(防犯のまちづくり審議会)

第 5 条 地域安全に関する方策について審議するため、栗東市防犯のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。